

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和8年4月分」

違反行為の概要： 過積載による運送

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和8年4月21日	合資会社双葉運送(法人番号7340003000865) 代表者池島ケイ子	本社営業所	輸送施設の使用停止 (30日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第17条第3項 ※貨物自動車運送事業法は、令和7年4月1日施行以前の条文で記載している。	令和7年12月1日、過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(法第17条第3項)	3	3
	鹿児島県大島郡徳之島町山1823	鹿児島県大島郡徳之島町山1823					
令和8年4月21日	有限会社白松運輸倉庫(法人番号5340002019999) 代表者白松キヌヨ	本社営業所	輸送施設の使用停止 (20日車)	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第15条第3項	令和7年11月17日、過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒に監査実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(法第15条第3項)	2	2
	鹿児島県大島郡徳之島町亀津1985番地満久里住宅1-1	鹿児島県大島郡徳之島町亀津4397-3					